

様式第4号（第11条関係）

基 住 第 7 2 号
令和7年5月14日

第11区区長 丸林 弘明 様

基山町長 松田 一也



基山町まちづくり提案回答書

先に提案のあったまちづくり提案について、下記のとおり決定しましたので、基山町まちづくり基本条例施行規則第11条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 提案の取り扱い

令和6年7月9日付けで要望のあった「①町道の路面標示 ②カーブミラー等の汚れ ③一時停止ラインの新規設置」につきまして、①町道の路面標示については、令和6年度中に警察により引き直しが実施されています。ただし、止まれの標示については、警察は引き直しをしないとのことです。②カーブミラー等の汚れについては、現地を確認し、カーブミラーは町で鏡面の清掃や交換等の対策を検討し、見えにくい標識は警察に要望し清掃や交換を依頼しています。③一時停止ラインの新規設置については、交通量などを検討した結果行わないとのことです。町で指導停止線の設置を令和7年度中に行います。

2 取扱いの理由

警察及び住民課で、要望箇所の現地確認を行いました。確認の結果要望された場所について、路面標示が見えにくくなっていたり、カーブミラーや標識が見えにくくなっていたりして、事故が発生する恐れがあると判断したため。